犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）作成にあたって

【目的・経緯】

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面するその時々の困難を打開することにだけ注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきものである。そのため、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れない支援等を実施していかなければならない。

適切な「橋渡し」等によるスムーズな途切れない支援の実現は、国、地方公共団体及び民間支援団体はもちろん、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体全体で真摯に取り組んでいかなければならない重要課題であり、関係機関・団体の連携を一層充実・強化し、関係機関・団体全般の連携密度の底上げを図るための施策を講ずる必要がある。

そのため、「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ（平成 19 年 11 月犯罪被害者等施策推進会議報告）においては、基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおいて、犯罪被害者支援を行う際の留意点や連携方法等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、関係機関・団体に備え付け、活用を図る必要があるとされたところである。

内閣府においては、同ハンドブックについて、全国標準の内容を確保するため、作成委員会及び作成ワーキングチームを設置し、本モデル案を作成した。

基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおいては、本モデル案を参考とし、都道府県単位の「被害者支援連絡協議会」や警察署単位の「被害者支援地域ネットワーク」などの既存のネットワーク等を活用するなど関係機関・団体が一体となって、地域の実情に応じたハンドブックを作成し、活用を図られたい。

【モデル案作成方法】

平成 20 年４月、内閣府において、作成委員会及び作成ワーキングチームを設置し、同月～同年 11 月まで、計３回の作成委員会及び計６回のワーキングチームを開催した。

作成にあたっては、モデル案を犯罪被害者等の視点に立ったものとするため、まず、犯罪被害者等に対してアンケートを実施した。アンケート結果に基づき作成した素案を、被害者支援の実務家からなるワーキングチームにおいて検討し、さらに、広く関係機関・団体、専門分野を代表する有識者等からなる委員会において検討を重ねた。また、より現状に則した内容とするため、モデル案の内容について、全国の関係機関・団体に対し、アンケートや意見聴取を実施した。

なお、作成に係る事務作業については、株式会社ザ・コンベンションに委託した。

【犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案作成委員会構成員名簿】

（委員長）

長井　進	常磐大学大学院被害者学研究科教授

（構成員）

大久保　恵美子	（社）被害者支援都民センター理事兼事務局長
中島　聡美	国立精神・神経センター精神保健研究所 成人精神保健部犯罪被害者等支援研究室長
番　敦子	弁護士
本村　洋	全国犯罪被害者の会幹事
殿川　一郎	内閣府犯罪被害者等施策推進室長
塚崎　裕子	内閣府男女共同参画局推進課長
髙木　勇人	警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長
市橋　保彦	総務省自治行政局地域政策課長
宇川　春彦	法務省大臣官房参事官（小山紀昭（第１回まで））
磯谷　桂介	文部科学省児童生徒課長（木岡保雅（第２回まで））
香取　照幸	厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官
中島　誠	国土交通省住宅局住宅政策課長
粟津　秀哉	海上保安庁総務部政務課警務管理官

（オブザーバー）

河本　雅也	最高裁判所事務総局刑事局第二課長

【犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案作成ワーキングチーム構成員名簿】

（リーダー）

瀬戸　真一	内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官

（構成員）

阿久津　照美	（社）被害者支援都民センター犯罪被害相談員
大岡　由佳	社会福祉士・精神保健福祉士 帝塚山大学心理福祉学部地域福祉学科
岡﨑　美智子	茨城県生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室主査
木﨑　徳彦	警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室係長
菅野　陽子	臨床心理士
鈴木　浩之	神奈川県中央児童相談所虐待対策支援課専門福祉司
髙際　みゆき	日本司法支援センター犯罪被害者支援課長
原田　恵理子	名古屋市子ども青少年局子ども育成部主幹(女性福祉担当)
萩原　義弘	法務省刑事局企画調査室上席補佐官
藤本　典子	杉並区役所区民生活部管理課犯罪被害者支援担当係長

（協力員）

山下　次男	埼玉県嵐山町健康福祉課
中上　敏朗	与謝野町総務課

【ハンドブック（仮称）の作成及び運用上の留意点】

～「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ（抄）～

①　ハンドブックの作成過程自体が「顔の見える連携」を構築する良い機会であることから、具体的にワーキング・グループを立ち上げるなどし、関係機関・団体が連携して作成すべきである。

②　地元の犯罪被害者等の声に耳を傾けるなどし、犯罪被害者等の視点を取り入れた内容にすべきである。

③　地域の実情、被害の原因となった犯罪の種類、被害の深刻さの程度など、犯罪被害者等の置かれた状況に応じた適切な支援が図られるよう、それぞれの区別に配意した内容とすべきである。

④　掲載されている情報に変更が生じた場合には、速やかに関係機関・団体に周知するとともに、ハンドブックの更新を行うなどして、ハンドブックに掲載される情報の正確性を確保すべきである。

【モデル案活用に当たっての留意点】

①　「犯罪被害者支援ハンドブック」は、仮称であるため、適宜ふさわしい名称に変更して構わない。

②　モデル案は、最低限必要な内容を掲載しているため、必要に応じて更に内容を追加して構わない。

③　掲載している支援・制度の内容、関係機関・団体については、その有無も含めて地域によって異なる場合がある。十分に留意して、地域の実態に即したものに変更されたい。

④　連携方法（情報伝達のツールや伝達内容のガイドライン等）については、地域における機関･団体の組織体制、支援方法等の相違により、様々な場合が考えられるため、各地域の関係機関・団体において、十分な検討を重ねた上で、最も適切な方法を決定されたい。

⑤　末尾に、関係機関・団体の連絡先一覧を作成する場合の例を添付した。必要に応じて参照されたい。

⑥　本文において、以下の記号等を使用している。ご留意いただきたい。

ア「２．支援に携わる際の留意事項」（２）及び「５．ニーズに応じた解決手段」

●＝原則すべての人が対象となる支援等　★＝対象要件がある支援等

イ「４．各機関・団体における支援業務」

・網掛けがしてある支援・制度は、犯罪被害者等に特化した支援・制度

・（支援概要）において、費用に関する記載のないものは、無料

・（対象要件等）の記載がないものは、犯罪被害者等すべての方が対象